

第3章 申請の受付について

1 申請の対象

(1) 申請の種類

ア 新規申請（事業所追加含む）

申請日現在、「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれの業務においても「申請受付システム」に登録がなく、新たに登録を希望する事業所がする申請

	令和7・8年度名簿(申請日現在)	申請の内容
例1	今まで全く登録がない	▲▲事業所（支店）で申請
例2	□□（株）○○支店として登録がある （令和7・8年度の更新申請をした）	□□（株）本店で申請 =事業所追加
例3	過去に事業所が申請受付システムに登録されていたが、令和7・8年度に更新していない事業所	▲▲事業所（支店）で申請

イ 追加申請

申請日現在、既に「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれかの業務において申請受付システムに登録があり、今回、自治体や業務等の追加を希望する事業所がする申請

	申請業務等	令和7・8年度名簿 (申請日現在)	申請の内容	申請内容の 区分
例1		「埼玉県」の登録あり	「○○市」を追加したい	自治体追加
例2		「建設工事」の 登録あり	「土木施設維持管理」を 追加したい	申請業務 追加
例3	「建設工事」	「舗装工事業」の 登録あり	「土木工事業」を 追加したい	業種・業務 追加
	「設計・調査・測量」	「測量」の登録あり	「補償コンサルタント」 を追加したい	
	「土木施設維持管理」	「道路」の登録あり	「苑地」を追加したい	
例4	「建設工事」の 「土木工事業」	「土木一式工事」の 登録あり	「農業土木工事」を 追加したい	希望工事・ 希望業務 追加
	「設計・調査・測量」の 「建設コンサルタント」	「道路」の登録あり	「建設環境」を 追加したい	

(2) 申請できる業種（又は業務）

ア 建設工事

自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して**5業種まで**です。また、5業種以内であっても、同一自治体内においては、他の事業所で申請した業種を、重ねて申請することはできません。

イ 設計・調査・測量

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の**代理人として申請できるのは5名まで**です。また、同一自治体内においては、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

ウ 土木施設維持管理

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の**代理人として申請できるのは1名**です。また、同一自治体内では、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

(3) 申請の対象外

ア 登録されている事業所を変更する場合

申請受付システムに登録されている事業所から、別の事業所へ登録を変更する場合は「事業所間の契約権限の変更」に該当するので、様式による変更の対象です。追加申請の対象とはなりません。

「事業所間の契約権限の変更」については、共同受付窓口へ相談してください。

(埼玉県入札審査課 048-830-5771)

	令和7・8年度名簿（申請日現在）	申請の内容	申請内容の区分
例	A支店で建設工事の「土木工事業」、「建築工事業」を登録している	「土木工事業」の登録をB支店へ変更したい	申請できません

※ 埼玉県の入札参加資格について契約権限を変更する場合は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 >

入札参加資格申請（工事等） > 工事等／事業所間の契約権限の変更

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html>

イ 登録されている業種を変更する場合

建設工事について、今回の申請で、一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更することはできません。

	令和7・8年度名簿（申請日現在）	申請の内容	申請内容の区分
例	「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」、「舗装工事業」、「塗装工事業」の5業種で登録している	「塗装工事業」を「防水工事業」に変更したい	申請できません

※ 自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。既に5業種登録している場合、「防水工事業」は6業種目となるので、申請できません。

※ 一部自治体では、建設工事で既に5業種登録をしている場合に、登録業種を入れ替える申請ができます。詳しくは次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 >

入札参加資格申請（工事等） > 工事等／登録業種の入替

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/gyouisyu-irekae/irekae-top.html>

(4) 建設工事の追加申請について一部自治体における取り扱い

あらかじめ、登録している業種を抹消し、**申請日以前に登録業種数が4業種以下**の状態となった場合、以下に掲げる自治体は、業種を追加して登録することができます。

埼玉県、川越市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、狭山市、羽生市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、鳩山町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、杉戸町、秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合（26自治体）

ただし、自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。

2 申請の方法

- (1) 新規申請の場合、申請受付システムで電子申請（データ送信）を行ってください。
 - ※ 追加申請では、申請受付システムを利用しません。
- (2) ファイル添付システムにアクセスし、「共通書類」及び「自治体別書類」を送信してください。
 - 操作方法については申請の手引68～74ページを確認してください。
 - ※ 申請する自治体へ直接送付しないでください。
- (3) 申請書類の詳細は、17～21ページを参照してください。

3 申請の受付期間

新規申請 令和8年5月1日（金）～令和8年5月15日（金）23：00まで

追加申請 令和8年5月1日（金）～令和8年5月22日（金）23：00まで

- ※ 新規申請の場合、データの送信と提出書類の送信、どちらか一方が欠けた場合は申請を受け付けません。
- ※ 受付期限を過ぎて送信された書類での申請は認められません。
- ※ 新規申請・追加申請のどちらに該当するかは、11ページで確認してください。
- ※ 受付期限までに書類を提出しても、書類に不備、不足がある場合は申請を受理できません。
- ※ 提出の際は不備、不足がないか、よく確認してください。また、不備、不足があった場合に余裕をもって対応できるように、早めに申請してください。

4 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請前の変更（追加申請をしようとする場合）

令和7・8年度名簿に登録後、追加申請の申請日までに登録内容に変更（変更申請の対象となっている事項）があった場合は、変更申請の手続が完了しないと追加申請ができません。変更申請の手続を終えてから申請してください。変更申請は申請受付システムを利用してください。変更申請の手続は2週間程度かかりますので、受付期間に間に合うよう注意してください。

手続方法は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ> 電子入札総合案内> 入札参加資格申請（工事等）> 変更申請

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou.html>

- (2) 申請後の変更

今回の申請（新規申請・追加申請）後に、登録内容の変更（代表者や代理人の変更等）があった場合は、入札参加資格者名簿が有効となった後（令和8年8月1日以降）に、速やかに変更申請を行ってください。ただし、入札等の予定がある場合には、速やかに共同受付窓口（048-830

-5771) に連絡してください。また、行政書士のメールアドレスを登録していて、変更申請について行政書士が代理申請を行わない場合は、メールアドレスを申請事務担当者のものに変更してください。

手続方法は、次のホームページを確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

(3) その他注意事項

ア 資格審査申請の内容に虚偽があったときは、各自治体の規程等に基づき登録が抹消されることがあります。

イ 申請書類提出後に、共同受付窓口や自治体から問合せ等をする場合がありますので、控えを保管してください。

ウ 申請書類に不備・不足等があった場合は、追加で不備・不足書類等の提出を求められる場合があります。一定期間内に提出されない場合、申請が却下となることもありますので、御注意ください。

エ 申請書類提出後は、申請希望自治体、業種、業務等の追加又は変更はできません。

オ 提出された書類に不備があった場合、他の書類等で正しい内容が確認できる場合は、共同受付窓口で内容を修正することがあります。

カ JIS規格第1水準及び第2水準に定められていない文字は、電子入札システムで、文字化けやエラー発生の原因になるため、使用することができません。記入があった場合は、共同受付窓口で他の平易な漢字・ひらがな・カタカナ等に修正を行います。

キ 書類作成等についての対面相談は行いません。

5 入札参加資格審査の審査基準日について

(1) 「建設工事」の申請

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評価値通知書の審査基準日を指します。

総合評価値通知書が複数ある場合は、直近のもの審査基準日を指します。

※ 通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。

※ 要件を満たす通知書の写しを提出できない場合、申請できません。

※ 申請日現在、直近年度の通知書が既に発行されている場合、前年度の通知書は使用できません。

埼玉県知事許可の経営事項審査に関する問合せ先

埼玉県県土整備部建設管理課 審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

(2) 「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」の申請の場合

申請日前直近の決算日（決算手続きが終了したもの）を指します。

6 審査結果について

審査結果の連絡（通知文の発送、電話連絡等）は行いません。令和8年8月から、審査結果が各申請自治体の申請受付システムに表示されます。審査結果の確認方法は、第6章（81～85ページ）を参照してください。

7 名簿の公開について

令和8年8月1日の正午を目途に、埼玉県ホームページで公開します。

詳しくは、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ>電子入札総合案内>入札参加資格申請（工事等）>入札参加資格者名簿

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/pref-nyushin/index.html#meibo>

8 電子証明書について

入札参加資格の申請に、電子証明書は必要ありません。

ただし、電子入札システムで入札案件に参加する場合は必要となります。詳しくは次のホームページを確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 電子入札を始めるための準備

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/dounyu.html>

<電子証明書の留意点>

令和7・8年度名簿に登録のない事業所が「新規申請」をした場合、ユーザID及びパスワードが新しく交付されます。

更新申請を忘れた場合でも、従前のユーザIDで利用者登録した電子証明書（ICカード）を引き続き利用したい場合は、新規申請時に旧ユーザIDを入力することで、電子証明書（ICカード）を再利用することが可能です。（詳しくは「第4章 申請データの入力・データ送信」を確認）

※ ユーザIDが変わるため、過去に参加した案件の通知等は参照できなくなります。

電子入札を始めるための準備についての問合せ先

埼玉県電子入札ヘルプデスク 電話：048-830-2263（直通）

受付時間（平日）：8：30～17：00